

【表紙】

【提出書類】	内部統制報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の4第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成21年6月26日
【会社名】	株式会社ミツウロコ
【英訳名】	MITSUUROKO CO.,LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 田島 晃平
【最高財務責任者の役職氏名】	代表取締役兼常務執行役員 渡邊 雅人
【本店の所在の場所】	東京都千代田区外神田四丁目14番1号
【縦覧に供する場所】	京葉支店 (千葉県稲毛区長沼町335番地9) 神奈川支店 (平塚市田村一丁目5番6号) 群馬支店 (前橋市大渡町一丁目10番5号) 埼玉支店 (熊谷市代1番地) 中部・関西事業部 (名古屋市中川区広川町五丁目1番地) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

代表取締役社長田島晃平及び代表取締役兼常務執行役員渡邊雅人は、当社及び連結子会社（以下、「当社グループ」という。）の財務報告に係る内部統制の整備及び運用に責任を有しており、企業会計審議会の公表した「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の設定について（意見書）」に示されている内部統制の基本的枠組みに準拠して財務報告に係る内部統制を整備及び運用しております。

なお、内部統制は、内部統制の各基本的要素が有機的に結びつき、一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものであります。このため、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止または発見できない可能性があります。

2【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

財務報告に係る内部統制の評価は当連結会計年度の末日である平成21年3月31日を基準日として行われており、評価にあたってはわが国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠しております。

本評価は、当社グループの財務報告全体に重要な影響を及ぼす内部統制（全社的な内部統制）の評価を行ったうえで、その結果を踏まえて評価対象とする業務プロセスを選定しております。当該業務プロセスの評価においては、選定された業務プロセスを分析したうえで、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を識別し、当該統制上の要点について整備及び運用状況を評価することによって内部統制の有効性に関する評価を行いました。

財務報告に係る内部統制の評価の範囲は、当社グループ及び持分法適用会社について財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から必要な範囲を決定いたしました。財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性は、質的及び金額的影響の重要性を考慮して決定しており、当社グループを対象に行った全社的な内部統制の評価結果を踏まえ、業務プロセスに係る内部統制の評価範囲を合理的に決定いたしました。なお、連結財務諸表提出会社を含めた連結会社12社を質的及び金額的重要性の観点から全社的な内部統制の評価範囲と位置づけ、その他連結会社24社と持分法適用会社2社は僅少であると判断し、全社的な内部統制の評価範囲に含めておりません。

業務プロセスに係る内部統制の評価の範囲については、各事業拠点の前連結会計年度の売上高（連結会社間取引消去後）の金額が高い拠点から合算していき、概ね2/3の割合に達している1事業拠点を「重要な事業拠点」といたしました。選定した重要な事業拠点においては、企業の事業目的に大きく関わる勘定科目として「売上高」、「売掛金」及び「たな卸資産」に至る業務プロセスを評価の対象といたしました。さらに選定した重要な事業拠点に関らず、重要な虚偽記載の発生可能性が高く、見積りや予測を伴う重要な勘定科目に係る業務プロセスやリスクが大きい取引を行っている事業または業務に係る業務プロセスを財務報告への影響を勘案して重要性の大きい業務プロセスとして評価対象に追加しております。

3【評価結果に関する事項】

下記に記載した財務報告に係る内部統制の不備は、財務報告に重要な影響を及ぼす可能性が高く、重要な欠陥に該当すると判断いたしました。従って、当連結会計年度末日時点において、当社グループの財務報告に係る内部統制は有効ではないと判断いたしております。

記

当社グループは当連結会計年度より改正後の「リース取引に関する会計基準」及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」（以下、総称して「新リース会計基準」という。）を適用しておりますが、連結子会社が貸主として実施する連結会社間リース取引に係る連結消去仕訳の作成に必要な情報収集体制の整備状況に不備があったため、当連結会計年度のリース投資資産、有形固定資産、売上原価、販売費及び一般管理費等について独立監査人の指摘により重要な修正を行うこととなりました。なお、当該修正事項につきましては、取引データとの再照合を行い、連結財務諸表にすべて適切に反映いたしております。

当連結会計年度の末日までに是正されなかった理由は、新リース会計基準に沿った処理を行うための情報システム導入が第4四半期となり、十分な検討・検証手続ができなかったこと、また、新リース会計基準に関し十分な理解を有する者を当該検討・検証手続に従事させることができなかったことによるものと考えております。

なお、財務報告に係る内部統制の整備及び運用の重要性は認識しており、情報システムの整備や連結子会社に対する指導・モニタリングの強化、経理部が中心となった新リース会計基準に関する更なる知識の習得活動等の対策を外部専門家も活用しながら実施し、翌連結会計年度においては、適切な内部統制の整備及び運用を行う方針であります。

4 【付記事項】

該当事項はありません。

5 【特記事項】

該当事項はありません。